職種：警備業務　　職務：機械警備

【概要】

　警備業務用機械装置を使用して、盗難等の事故の発生に関する情報を送信及び受信し、その情報を待機する警備員に伝達して、緊急対処することによってその被害の発生を警戒し、防止する業務。情報の受信に基づく指令と指令に基づく初動措置などの業務が含まれる。（警備業法第2条第1項第1号の業務）

【仕事の内容】

機械警備業務では、警備業務用機械装置を使用し、遠隔地において警備業務対象施設を監視する。異常を知らせる情報を基地局で受信した場合には、直ちに警備員が当該施設へ急行し、その異常の内容を確認し、適切な対応をとることによって、警備員が常駐する警備業務と同様の警備効果を得る。

指令を出す基地局と初動措置を行う警備員が配置されている待機所によって即応体制が整備されており、一定の役割分担のもとで相互連携しながら業務を行う。このため、両者の密接な連携・協力が求められる仕事である。

【求められる経験・能力】

1. 入職に際して特別の資格保有が求められることは通常ないが[[1]](#footnote-1)（注）、入職後は、機械警備業務管理者の資格の合格に向けて、専門知識や技能の自己研鑽に努めることが期待される。
2. 警備業務に携わる者には、一般市民生活や契約先の安全、ひいては公共の安全と秩序の維持等に寄与するという社会的使命感が求められる。特に機械警備では契約先から鍵を預かるため、信頼が極めて重要である。機械警備に従事する警備員は、常に清廉潔白を旨とし、契約先から全幅の信頼を獲得するよう努力することが求められる。
3. 機械警備の特性や警備業務用の機械装置について理解し、警備効果を上げるために機械装置を適正に設置、管理、運用する能力が求められる。
4. 警備施設関係者などの相手から信頼を得、本来の警備業務に協力して貰えるよう日頃から好感を持たれるような態度や節度ある行動をとり、人格のにも努める必要がある。
5. 機械警備は当該地域社会の安全、秩序維持に強く貢献する業務であり、ひとたび事故が発生すると、契約先だけの問題にとどまらず、社会問題に発展することにもなりかねない。このため、機械警備に携わる者には、関係法令はもちろん、一般社会に及ぼす影響についてよく理解し、警備対象施設の総合的な危機管理を行うことができるよう、絶えず警備技能向上に努める姿勢が求められる。

【関連する資格・検定等】

* 機械警備業務管理者〔警察庁　警備業法〕
* 警備員指導教育責任者（１号業務）〔警察庁　警備業法〕

【厚生労働省編職業分類（小分類）との対応】

４５３　警備員

1. （注） 「施設警備」の脚注を参照。 [↑](#footnote-ref-1)